

大規模災害発生時における道路啓開に要する資機材等の供給に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生により、徳島県内における道路啓開に必要な再生砕石やその運搬に必要な人員及び車両（以下「資機材等」という。）の供給について、徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県産業資源循環協会（以下「乙」という。）の間に必要な事項を定めることにより、道路啓開の迅速かつ効率的な実施に資することを目的とする。

(供給への協力要請)

第2条 甲は、徳島県道路啓開計画に基づく道路啓開の作業を行う者に対する資機材等の供給について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又はその他の方法により要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(供給の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、資機材等の供給に可能な限り協力するものとする。

(費用の負担等)

第4条 この協定に基づき供給された資機材等の費用については、大規模災害の発生時における適正な価格を基準とし、供給を受けた者が負担する。

2 資機材等は、道路啓開に従事し供給を受ける者と乙が協議の上、引き渡し場所を定めるものとする。この場合、甲は、必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(平常時の準備)

第5条 甲と乙は、連絡体制表を作成し、毎年度当初に確認するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれが報告するものとする。

2 甲は、供給可能な資機材等について実態を把握する調査を、毎年度乙に依頼することとし、乙は、その調査に協力するものとする。

(甲の支援)

第6条 甲は、乙が行う資機材等の運搬に使用する車両を緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙のいずれかから文書による終了の意思表示がなされた場合を除き、その効力を継続する。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議し解決する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々1通を保有するものとする。

令和6年9月6日

甲 徳島県

徳島県知事

後藤田正純

乙 徳島県徳島市昭和町3丁目35番1
一般社団法人 徳島県産業資源循環協会
会長

岸史郎